令和９年度白河市医師養成奨学生募集要項

白河市教育委員会

白河市医師養成奨学資金貸与事業は、医師になるという志を持ちながら、経済的理由により修学が困難と認められる医学生に対して、奨学資金を貸与し、本市の地域医療に貢献する人材を育成することを目的としています。令和９年度の医師養成奨学生を下記により募集します。

記

１　奨学生の種類と貸与月額（無利息）

（１）国公立大学生　月額　２０万円

（２）私立大学生　　月額　３０万円

２　応募資格

令和９年４月に大学（医学部医学科）に進学する予定の者又は在学している者で、次のいずれにも該当すること。

（１）入学時までに、市内に継続して１年以上住所を有していること。ただし、市外に住所を移転し、市外の大学に在学している者にあっては、大学に入学するために住所を移転するまで引き続き１年以上市内に住所を有していたこと。

（２）保護者又はこれに代わる者の前年の所得の合計が１，８０５万円以下（教育委員会で定める別表「特別控除額表」の特別控除額を控除した後の額）であること。

（３）医師免許を取得後、常勤の医師として、市内の医療機関に勤務し、又は市内に医療機関を開設して診療に従事する意思を有すること。

（４）国・県又は他の団体から同種の奨学資金の貸与を受けていないこと。

３　貸与始期及び貸与期間

令和９年４月分から奨学生が在学する大学の正規の修学期間

４　出願手続

希望者は、奨学生願書（第１号様式）に必要事項を記入し、奨学生推薦調書（第２号様式）及び関係書類を添えて教育委員会に提出してください。

なお、奨学生願書の提出及び返還には、**「市内居住者で独立の生計を営み、保証の能力がある連帯保証人２名」**が必要となります（そのうち１名は、保護者又はこれに代わる者とします）。

5　提出書類

（1）	奨学生願書（第１号様式）
（2）	奨学生推薦調書（第２号様式） ※在学している学校に作成を依頼してください。 ※既に大学に在学しており、令和９年４月以降も同大学に在学予定の方は、大学の在学証明書を提出してください。
（3）	申請人の成績証明書（第１学年、第２学年、第３学年の１学期） ※在学している学校に交付を依頼してください。 ※既に大学に在学しており、令和９年４月以降も同大学に在学予定の方は、大学の成績証明書を提出してください。
（4）	保護者（両親とも）又はこれに代わる者の令和８年度所得課税証明書
（5）	保護者（両親とも）又はこれに代わる者並びに連帯保証人の令和７年度市税の納税証明書（対象者に課税されている全ての税目）
（6）	住民票（世帯全員の写し）

6　提出先

白河市教育委員会　教育総務課（白河市役所本庁舎３階）　電話 0248-28-5540

7　受付期間

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月１８日（金）まで

※提出書類は、郵送の場合も含め期間内に**必着**のこと。

8　医師養成奨学生の決定

①白河市奨学生選考審査会で審査を行い、奨学生に内定した者には、令和９年２月上旬頃お知らせします。

②内定した奨学生を対象に、面談及び作文の提出についてご案内いたします。

③奨学資金の貸与については、応募資格すべての要件を満たす場合のみ、正式な決定通知を令和９年３月中旬頃送付します。

9　返還

卒業の月又は貸与が終了した月の６か月後から１５年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を月賦で返還していただきます。また、全額を繰り上げて返還することも可能です。

10　返還の猶予

奨学生又は奨学生であった者が次のいずれかに該当するときは、その申請により、奨学資金の返還を猶予することができます。

（１）大学を卒業した日から医師免許を取得するまでの期間（上限２年）
（２）大学院において医学を専攻し、当該大学院に在学している期間
（３）臨床研修を受けている期間
（４）常勤の医師として、市内の医療機関に勤務している期間
（５）市内の医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事している期間、又は大学の研究室その他の研究機関において医学に関する研究又は研修をしている期間（上限１０年）
（６）災害その他やむを得ない事由があると認められる期間

11　返還免除制度

奨学生であった者が市内で医療機関を開設し、当該医療機関において診療に従事するとき、又は奨学資金の貸与を受けた期間の１．５倍の期間（６年間貸与を受けた場合、９年間）を常勤の医師として市内の医療機関で勤務したときは、その申請により貸与した奨学資金の全部（履行期が到来していないものに限る。）を免除します。